

	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア
人口	12億8453万人	4,815万人(2004年4月末現在)	6,401万人(2003年)	2,410万人(2002)	418万人(2003年) 外国居住者含む 343万人 国内居住のみ	2億1,200万人(2002年) ※JICA江尻氏資料より
労働力人口	7億5360万人(経済活動人口)	2,292万人(2003年)	3,485万人(2003年)	988万人(2002)	215万人(2003年6月時点)	1億77万人(2002年) ※インドネシア労働移住省提供資料より
労働力人口に占める若年者比率(25歳未満*)	不明	16.6%(※20~29歳)(2003年)	約16.5%(2003年)	-	11.7%(15-19歳:3.5万人)、(20-24歳:21.7万人)(2003年6月時点)	20.5%(2002年) ※インドネシア労働移住省提供資料より
失業率	4.30%	3.4%(2003年)	約2.0%(2003年)	3.6%(2003年)	4.7%(2003年)	9.1%(2002年) ※インドネシア労働移住省提供資料より
若年失業率	(1996年以降統計なし)	7.4%(2003年)	約6.3%(2003年)	15-19歳 29.5%(MTUC推計) 20-24歳 36.1%(MTUC推計)	15-19歳 13.0% 20-29歳 5.2%(2003年)	若年失業率は非常に高いとのことだが、詳細データがない。 ※学歴別失業者数の詳細データはあり
職業訓練政策の概要	中国では、一般の教育と平行する形で職業教育が取り入れられており、まず職業教育、職業訓練を受けて資格を取得し、その後就職に至るといった流れができています。職業訓練は、就業前訓練、在職者訓練、転職訓練に分けられ、初級、中級、高級の職業資格訓練とその他の技能訓練、適応性訓練などをカバーしている。現在、政府は、高等職業学校、中等専門技術学校、高級技工学校、技工学校、職業訓練センター、民間職業訓練機構、企業内訓練センターなどの職業訓練機構において、多様な方向からの職業教育と訓練システムを実施している。	失業者、低所得層など就業の困難な層に対する就業促進と在職労働者の職業能力向上を通じた企業の生産性向上を基本方針とし、①在職労働者訓練、②失業者訓練、③技能人材養成訓練を行なっている。	・技能・技術を有した人材不足。人材育成は国家経済開発計画の重要施策 ・就学率の低い都市の貧困層や地方の若年層への教育訓練機会の提供、および、製造現場やコンピュータ処理能力に関する職業能力を持つ大卒者への民間企業の需要の高まりに対応が急務 ・学校教育における職業教育は教育省、在職労働者および貧困家庭の子弟の職業訓練を労働省が受け持つ。近年は基本枠組みを越えて職業訓練を展開、より実践的な職業訓練プログラムへと改定を進める	・職業教育は、広範囲な専門分野の基礎的な知識や技術を体系的に付与することを主眼とし、主に教育省が担当する。若年者を対象に、学校教育の中等教育及び高等教育において実施。 ・職業訓練は、生産現場で即戦力となる人材を養成するために、企業から要求される職業能力を勘案したカリキュラムに基づいて「ものづくり」の技術・技能を付与することを主眼とし、新規学卒者や在職者を対象に、主として、人的資源省、起業家育成省、青年・スポーツ担当省等で所管して実施。 ・この他、各州が独自に運営する技能開発センター(SDC)など、州政府(State Government)の行う職業訓練や、農業省、自治省、国防省等が実施する行政機関独自の専門訓練校がある。	職業訓練(Vocational Training)を企画・実施しているのは、大きく分けて人的資源省と教育省。人的資源省は傘下の雇用訓練庁、教育省は技術教育機構が中心的役割を果たす。	2003年の第13号新労働法を根拠とし、職業訓練政策の3本柱として「職業訓練調整機関」、「国家職業訓練制度」、「国家資格制度」の確立が急がれている。「職業訓練調整機関」とは、国家全体の職業訓練の方向性を統一ムダを排除するために、職業訓練に関わる諸問題の調整、評価などを行っている機関であり、中央政府、経営者団体、職業訓練所などが参加している。次に「国家職業訓練制度」に関しては、2000年の第22地方分権法に基づいて地方政府に対する権限委譲が進められており、職業訓練の規則やガイドラインの制定については中央政府が行い、職業訓練の実施については地方政府が中心となって行うようになってきている。最後の「国家資格制度」については、有能な労働者が国内のみならず海外でも活躍できるように、その能力を適切に評価することを目的とした制度である。
若年者のための主要な訓練プログラム【①プログラム名、②プログラム内容、③実施主体、④訓練施設、⑤訓練対象、⑥被訓練者数、⑦訓練期間など】	プログラム1 ①労働者養成制度 ②就業を希望する中・高卒者を対象に職業訓練や職業教育を受講させ、職業資格を取得させる ③労働社会保障部 ④職業訓練センター、技工学校、民間の訓練施設 ⑤中卒、高卒者 ⑥126万人(2003年度) ⑦1~3年 プログラム2 ①起業促進プログラム ②職業訓練および仲介サービスを用いた起業促進 ③青年同盟、労働社会保障部 ④職業訓練センター ⑤解雇された若年労働者 ⑥ ⑦80時間	プログラム1 ①就業訓練 ②雇用保険未適用の青年失業者などを対象に就業が有望な分野の職業訓練を実施することで、職業能力と就業能力を高め、産業界の需要に見合う人材を養成 ・1998年から失業者就業促進のための就業及び創業訓練を実施 ・1998年8月、国務会議で高学歴未就業者対策の一環として就業有望分野訓練を実施 ③労働部 ④公共訓練機関、職業能力開発施設・法人、一般専門学校 ⑤新規失業者など雇用保険未適用の失業者(卒業予定者を含む)で、職業安定機関に求職登録をし、職業訓練相談を受けた失業 ⑥16,298人(2003年) ⑦1ヶ月以上1年以内、就業前3回まで受講できる プログラム2 ①政府委託訓練 ②個別事業主による実施が困難、或いは人材の不足する職種又は国家経済発展の基幹となる職種の人材を養成 ③労働部 ④大韓商工会議所の人材開発事業団傘下の8人材開発院及び62の民間訓練機関等、労働部長官が毎年指定する訓練機関。 ⑤職業安定機関に求職登録した15歳以上の失業者、人文系高等学校3年の在学中、進学しない者 ⑥1万1,662人(2003年) ⑦1-2年	プログラム1 ①Dual System ②商業、工業、サービス・芸術・工芸などの分野で約40職種で実施 ③教育省職業教育委員会 ④職業高等学校または高等専門学校と民間事業所 ⑤学生 ⑥利用学生数は約43,000人、参加企業は9,000事業所 ⑦職業高等学校3年と高等専門学校2年の職業教育課程で、その半分以上を民間企業での実務経験に充てる。手当てあり(最貴以 プログラム2 ①Open System ②自動車、サービス、繊維、IT・ソフトウェア、宝石の5分野、実務に即した訓練プログラムを作成。教育訓練後の試験により5段階の資格を付与し、それにより職業高等学校などの単位認定を行う。2004年から試験導入 ③教育省職業教育委員会 ④職業高等学校、高等専門学校、民間事業所 ⑤就業者 ⑥約3万人 ⑦不明	プログラム1 ①ポリテクニク ②工学分野の技術者、商業・サービス分野の管理職等企業の中核人材を養成する。教育省が最も期待するプログラムの一つ。 ③教育省 ④ポリテクニク(Polytechnic)、全国に12校 ⑤上級中等学校卒業生 ⑥約3万2千人 ⑦2年課程と3年課程に分かれ、2年課程にはCertificate、3年課程にはDiplomaが付与 プログラム2 ①産業訓練校(ITI) ②製造業関連の技能者養成訓練が中心。長期コースと短期コースを設置。実施している訓練は基礎レベルのもので、長期コース修了生には、MSC(マレーシア技能証明書)が、短期コース修了生には向上訓練修了証が発行される。 ③人的資源省 ④産業訓練校(ITI: Industrial Training Institute)、全国に14校 ⑤新規学卒者、在職者 ⑥約1万人 ⑦長期:2年	プログラム1 ①SMCP(The Strategic Manpower Conversion Programme) ②受講前に訓練修了後の就職が決まっているため、人気が高い。主なコースはヘルスケアコース(看護師や放射線技師等)と、IT関連コース。いずれも訓練期間は1年未満。受講資格は、既に短大卒の資格(Diploma)を持っており、異業種で専門職に就いている労働者など。ある程度のスキルがあり、受講前から就職先が決まっているため訓練期間が短い。雇用訓練庁と就職先となる病院は、訓練にかかる費用を一部負担。 技術教育機構。 ③労働移住省・職業訓練国内雇用総局 ④中央政府(労働移住省)管轄下の職業訓練所(5施設) ⑤高卒者~21歳までの若年者 ⑥各訓練所の最大収容力216名/年 ⑦3年間(6セメスター)	プログラム1 ①技術者養成コース ②機械エンジニアリング、電子産業、溶接の3分野で求められるスキルを身につけた技術者を養成するための訓練プログラム

	<p>プログラム3 ①インターンシッププログラム ②専門的な経験と就業に対する意識向上のために就業を体験する</p>	<p>プログラム3 ①インターンシッププログラム ②雇用保険に加入した5人以上300人未満の企業を対象に若年のエンプロイアビリティの向上を目的とする未就業青年を対象とした職場体験プログラムの1つとして施行中。</p>	<p>プログラム3 ①就職前養成訓練プログラム ②就職につながる技能習得が目的の技能者養成訓練を実施</p>	<p>プログラム3 ①上級技術訓練センター(ADEC) ②産業界における熟練労働者の養成と、地域の職業能力開発中核センターとしての位置付け。</p>	<p>プログラム3 ①見習制度 ②企業でのOJTによる実践技術訓練と訓練機関でのOFF-JTの学習を同時に行う。ドイツのデュアル・システムがモデル。航空宇宙産業、自動車、経営、電気、電子およびヘルスケアなどの多様な分野で83の訓練プログラムがある。同プログラムのほとんどで、国家専門資格2もしくは3が取得できる。多くの企業が訓練生を訓練修了後も雇用。</p>	
	③自治体 ④企業	③ ④	③労働省技能開発局 ④中央職業訓練センター、地域技能開発センター、県技能開発センター	③人的資源省 ④上級技術訓練センター(ADEC:Advanced Technology Training Center)、全国に4校 ⑤新規学卒者、在職者		
	⑤卒業後の進路が未決定の大学4年生 ⑥上海2,000人以上 ⑦3～6ヶ月(最長1年)	⑤18-30歳の高校・大学卒の失業者 ⑥ ⑦インターン就業支援は、研修期間3ヶ月間の間ひとりあたり60万ウォンを就業先企業に支援。正規社員として採用した場合は、追加として3ヶ月の支援。	⑤学校に在籍していない16～25歳までの青少年 ⑥約3万2,000人 ⑦3ヶ月訓練コース、6ヶ月訓練コース、10～11ヶ月訓練コースがあり、どのコースも期間中に1～2ヶ月の工場実習がある	⑥約4,000人 ⑦長期:3年、短期:1～3週間		
	プログラム4 ①2+1プログラム(ドイツのデュアルシステムに類似)	②企業が即戦力として必要とする技術を習得させ、実社会への円滑な移行を図る。 ③ ④職業高等学校(工業高校)	プログラム4 ①在職者技能向上訓練プログラム ②就労者の技能や知識の一層の習得を目指す ③労働省技能開発局 ④中央職業訓練センター、地域技能開発センター、県技能開発センター	プログラム4 ①マラ活動センター ②プミトラ優先政策の一環。自営業の奨励など地方産業の雇用ニーズに合わせ、基礎技能の訓練に重点を置く。 ③起業家育成省 ④全国140箇所のマラ活動センター		
		⑤プログラムに登録している学生は、高校で2年間学んだ後、残りの2年をOJT契約のもと企業で訓練生として現場実習を行う。 ⑥ ⑦	⑤専門技術について初歩的知識がある者を対象 ⑥約11万4,000人 ⑦全42～60時間コース	⑤プミトラ(マレー系民族) ⑥1万320人(1999年) ⑦6か月～12か月		
資格制度	名称:職業資格証明書制度、実施年:1994年～、対象職種:413職種(小分類)、ランク:5ランク(初級技工、中級技工、高級技工、技師、高級技師)、技能鑑定機構:8万ヶ所強、合格率:平均84%、資格取得者数:延べ4,500万人	・施行主体別区分:①国家資格(国家技術資格+狭義の国家資格)、②民間資格(純粋民間資格、国家が公信用を認める公認民間資格、事業内勤労者の特定技術取得を支援するための社内資格) ①国家技術資格:全637種。技術・技能系と事業サービス分野に区分され、技術・技能系の場合技術士・技能長・技師・産業技師・技能士等級で構成され、事業サービスは専門事務と基礎事務で構成される。国家技術資格以外の国家資格は一般的に国家で法律を制定し検定を国家が直接主管し施行する場合を指し、弁護士、看護師、弁理士など114種が施行されている ②民間資格:約600余種について民間で自律的に運営。(1997年資格基本法の制定により民間資格国家公認制度が導入され、2003年まで労働部、情報通信部など9省(庁)で46種の民間資格を公認)。	1.教育省職業教育委員会: Dual SystemおよびOpen System(上記参照) 2.労働省技能開発局: Skill Standard 7職種157分野の資格を整備。同局の職業訓練プログラムの多くはこの資格制度とリンクして作成される。グレードは3つ。若年層向けのプログラムは主にグレード1に対応して作成されている。予算はおよそ3億バーツ。昨年度は約3万人が受験。	・国家技能検定制度により、MSC(Malaysia Skill Certification:マレーシア技能証明書)を取得。 ・MSCは国家職業技能基準(NOSS)に基づいて教育・訓練された修了生に対して付与。 ・国家職業訓練審査会(NVTC)が、予めNOSSに基づいて訓練するコースを訓練プログラムとして承認。そしてその訓練施設が認定センター(Accredited Center)として認定されるという仕組み。 ・技能レベルは、L1:半熟練、L2:熟練、L3:高度技能、L4:高度技能・監督者、L5:高度技能・管理者レベルという5段階に分けられている。 ・MSCを取得する方法としては、①認定センターで認定プログラムによる訓練を修了する方法、②単位認定証による方法、③業績認定による方法の3つがある。	雇用訓練庁—2000年9月に国家技能認定システム(National Skill Recognition System / NSRS)がスタートし、職業技能を認定する枠組みを設立した。同システムのモデルは、英国のNational Vocational Qualifications / NVQで、就職前の学生や既に職業経験のある労働者の技能を認定することが目的。産業界が主導して認定する資格を決定することが同システムの大きな特色。現在、ホテル、デパート、スーパー、コールセンター、清掃、海運など69の分野で592の技能資格(Skill Standard)を認定している。労働者が技能資格を取得したい場合、定められた訓練コースで当該訓練を修了すればよい。技能レベルは大きく分けて3つに分けられる。 技術教育機構—全日訓練、見習訓練等の修了者に資格付与を行う他に、公的職業試験(Public Trade Test)を実施。同試験は、国家専門資格2および3レベルの幅広い分野の科目がある。訓練コースを履修しなくても、職業経験を生かして試験に合格すれば資格を取得できる。	2003年の第13号新労働法に基づき、「国家資格制度」の再整備が進められている。名称:国家資格制度、対象職種:現時点では「35職種」※拡充予定あり、資格の種類・ランク:職種によって異なる。資格発行機関:中央政府が認証した7つのLSP(技能検定機関)。
訓練後における職業とのマッチング	調査中	1.全体 ・訓練機関は、訓練修了生に対する就業斡旋機能果たすこととされている。 ・労働部傘下の雇用安定センターにおいて訓練生名簿の提供を受け、就業斡旋を実施。 ・雇用安定センターの職業相談員が大学に向き、求職登録および職業相談を行う。 2.就業訓練終了後 ・訓練機関:訓練修了後3ヶ月まで修了生を対象に積極的に就業斡旋を実施し、未就業修了生の名簿を雇用安定センターに通報 ・雇用安定センター:訓練機関から通報を受けた未就業修了生に対して求職登録を行い、積極的に就業斡旋を実施 ※ジョブフェアなどに積極的な参加を促す ・修了生は終了後3ヶ月間、訓練機関または雇用安定センターに定期的に訪問、又は連絡をとり、就業情報を把握・就業斡旋を積極的に受けなければならない。就業した場合、その事実を訓練機関又は雇用安定センターに通報しなければならない(訓練修了後、3ヶ月以降通報義務無し) ※事後管理期間を3ヶ月→6ヶ月に改定中	1.全体 ・各プログラムは実務経験・工場実習が組み込まれており、実習先に就職が決まるケースもあり。また、実習を通じた意識・能力向上により就職活動が有効に展開され効果をあげている 2.教育省プログラム受講後 ・Dual Systemを利した学生の就職率はほぼ100% ・職業教育プログラムを受講した学生は、卒業後も、母校の就職課に就職や転職の仲介を依頼。学校では、求人情報コンピュータ検索システムを整備 3.労働省プログラム受講後 ・就職前養成訓練プログラムは、各訓練センターにあるTraining Development Promotion Unitが、工場実習の斡旋と実習中のフォローアップを行い、就職先の確保と就職率のアップに努める ・プログラム受講後の就職率は約74%程度。Unitを通じた就職はこのうちの9割程度 ・労働省雇用局では、新卒者向けとして、高専、専門学校、大学を対象に全国85ヶ所の職業斡旋所で、月に1回Job BasalまたはJob Fairと呼ばれる合同就職説明会を開催 4.大学 ・大卒者の民間企業への就職促進を図るため、インターンシップ制度を導入。大学のランクにより効果に差がある	・新規卒業生を定期一括採用するという雇用慣行はない。欠員などによって、従業員を採用しなければならない状況が生じた場合に、企業は随時募集を行って必要人員を採用するという方式である。 ・従って一般的には、訓練生は、修了後、企業の募集広告などで求人情報を見つけて順次就職していくわけだが、人的資源省の産業訓練校(ITI)や上級技術訓練センター(ADEC)においては、コースを修了する前に就職が決まっているケースがほとんどであり、最終的な就職率はほぼ100%近いという。 ・修了生の80%以上が修了後6か月以内に就職している。	雇用訓練庁—SMCPでは訓練前から就職先が決まっているので、訓練修了者の就職率はほぼ100%。 技術教育機構—見習制度では受講生がOJTを受けた企業にそのまま就職しているため、就職率がほぼ100%。	中央政府や地方政府は、訓練後の職業紹介などのサポートは一切していない。ただし、訓練プログラムを実施するにあたり、民間企業の現場を利用してもらっているため(ワークショップとして活用)、各職業訓練所は民間企業とのつながりが非常に強い。そのパイプを利用して、訓練後の進路を決めるケースが数多く見られる。
* 但し、韓国、シンガポールを除く						